



長運整第 39 号の 3  
令和 2 年 4 月 8 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い  
及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し（令和 2 年 3 月 30 日付け北信技整第  
196 号）のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第196号  
令和2年3月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（令和2年2月6日付け国自整第264号）のとおり通達があったので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自整第 264 号  
令和 2 年 2 月 6 日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い  
及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、「分解整備」の範囲を拡大し、名称を「特定整備」に改める改正が行われた。これに伴い、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）について、新たに特定整備の対象となる作業を「電子制御装置整備」とし、認証基準として必要な作業機械に整備用スキャンツールを課す等の規定を設けることとした。

これに伴い、今般、標記通達について別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成14年7月1日付け国自整第63号）の一部改正について  
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第63号 平成14年7月1日 国自整第264号 最終改正 令和2年2月6日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>自動車<u>特定</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について</p> <p>道路運送車両法（昭和<u>26</u>年法律第<u>185</u>号。以下「法」という。）第<u>79</u>条による自動車<u>特定</u>整備事業の認証申請及び法第<u>94</u>条の2に基づく指定自動車整備事業規則（昭和<u>37</u>年運輸省令第<u>49</u>号。以下「指定規則」という。）第1条による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、これまで、各地方運輸局等で申請様式及び添付書類等を定め指導してきたところであるが、今般、下記のとおり、申請書等の記載項目及び添付書類を全国的に統一する等の見直しをするとともに、関係通達の整理等を行ったので、自動車<u>特定</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る業務については、これにより取り扱うとともに、自動車<u>特定</u>整備事業者及び指定自動車整備事業者を指導されたい。</p> <p>第1節 自動車<u>特定</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領</p> <p>1. 自動車<u>特定</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等 自動車<u>特定</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等に</p>	<p style="text-align: right;">国自整第63号 平成14年7月1日 国自整第52号 最終改正 平成30年9月28日</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p>自動車<u>分解</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について</p> <p>道路運送車両法（昭和<u>26</u>年法律第<u>185</u>号。以下「法」という。）第<u>79</u>条による自動車<u>分解</u>整備事業の認証申請及び法第<u>94</u>条の2に基づく指定自動車整備事業規則（昭和<u>37</u>年運輸省令第<u>49</u>号。以下「指定規則」という。）第1条による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、これまで、各地方運輸局等で申請様式及び添付書類等を定め指導してきたところであるが、今般、下記のとおり、申請書等の記載項目及び添付書類を全国的に統一する等の見直しをするとともに、関係通達の整理等を行ったので、自動車<u>分解</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る業務については、これにより取り扱うとともに、自動車<u>分解</u>整備事業者及び指定自動車整備事業者を指導されたい。</p> <p>第1節 自動車<u>分解</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領</p> <p>1. 自動車<u>分解</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る申請書類等 自動車<u>分解</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等に</p>

新	旧
<p>おける申請書類等については、別添1によることとする。</p> <p>2. 指定自動車整備事業の指定基準</p> <p>(1) 設備、技術及び管理組織</p> <p>法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次のアからクまでの基準により判定すること。この場合において、イのi及びv、ウのv、カ、キのii及びiiiについては、別添2により判定すること。</p> <p>ア 法第48条第1項の点検に付随して行われる整備作業（<u>道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第3条に規定する電子制御装置整備に該当しないものであって、原動機を解体して行う整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。</u>）の実施及び検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。</p> <p>イ 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>i 機械工具及び計器類の種類及び数量（別添2により判定）</p> <p>ii 機械工具及び計器類の機能及び精度</p> <p>iii 機械類の配列</p> <p>iv 建家の構造及び配列</p> <p>v 作業場及び車両置場の面積（別添2により判定）</p> <p>vi 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境</p> <p>vii 車両通路の確保</p> <p>viii 機械工具、計器類及び建家の管理状況</p> <p>ウ 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>i 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況</p>	<p>おける申請書類等については、別添1によることとする。</p> <p>2. 指定自動車整備事業の指定基準</p> <p>(1) 設備、技術及び管理組織</p> <p>法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次のアからクまでの基準により判定すること。この場合において、イのi及びv、ウのv、カ、キのii及びiiiについては、別添2により判定すること。</p> <p>ア 法第48条第1項の点検に付随して行われる整備作業（<u>原動機を解体して行う整備作業、他に委託する場合の機械加工、鍛冶、メッキ、溶接、タイヤの修理、車枠及び車体の修理、電気装置の修理、計器の修理、自動車変速装置その他特殊な部品の修理に係る作業を除く。</u>）の実施及び検査作業と整備作業とが分業化されていること。この場合においては、実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連に十分留意して判定すること。</p> <p>イ 機械、建家、敷地その他整備に必要な施設を備え、かつ、これらが合理的に配置されていること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>i 機械工具及び計器類の種類及び数量（別添2により判定）</p> <p>ii 機械工具及び計器類の機能及び精度</p> <p>iii 機械類の配列</p> <p>iv 建家の構造及び配列</p> <p>v 作業場及び車両置場の面積（別添2により判定）</p> <p>vi 作業場の採光、照明、通風、排水、天井の高さ及び床面積等作業環境</p> <p>vii 車両通路の確保</p> <p>viii 機械工具、計器類及び建家の管理状況</p> <p>ウ 作業が適切な作業管理の下に科学的及び能率的に処理され、完成品に恒常性を有すること。この場合においては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>i 作業の流れ、作業指示等作業工程の管理状況</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>ii 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況</li> <li>iii 定期点検の実施体制</li> <li>iv 検査の実施体制</li> <li>v 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況（別添2により判定）</li> <li>vi 外注作業のできばえ及びその管理状況</li> <li>vii 使用部品の管理状況</li> <li>viii 機械工具及び計器類の活用状況</li> <li>ix 整理、整とん</li> <li>x 工員の経験年数及び作業態度</li> <li>xi 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況</li> <li>xii 作業能率及びその向上対策</li> </ul> <p>エ 自動車の整備技術について、基礎的な学識及び相当の実務経験のある主任技術者を有していること。</p> <p>オ 工員の組織及び配置が合理的であること。</p> <p>カ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）による自動車整備士（以下「整備士」という。）を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の数及びその工員中に占める割合（別添2により判定）。</p> <p>キ 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 事業経営の態度</li> <li>ii 事業場管理責任者の管理能力（別添2により判定）</li> <li>iii 保有する工員の数（別添2により判定）</li> <li>iv 事業場の立地条件</li> <li>v 営業成績</li> <li>vi 原価の管理状況</li> <li>vii 財務の管理状況</li> <li>viii 事業場の将来性</li> </ul> <p>ク 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ii 作業の標準化、作業の改善等技術の管理状況</li> <li>iii 定期点検の実施体制</li> <li>iv 検査の実施体制</li> <li>v 整備完了車又は整備完了品のできばえ及びその管理状況（別添2により判定）</li> <li>vi 外注作業のできばえ及びその管理状況</li> <li>vii 使用部品の管理状況</li> <li>viii 機械工具及び計器類の活用状況</li> <li>ix 整理、整とん</li> <li>x 工員の経験年数及び作業態度</li> <li>xi 整備主任者の研修受講その他従業員の教育状況</li> <li>xii 作業能率及びその向上対策</li> </ul> <p>エ 自動車の整備技術について、基礎的な学識及び相当の実務経験のある主任技術者を有していること。</p> <p>オ 工員の組織及び配置が合理的であること。</p> <p>カ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）による自動車整備士（以下「整備士」という。）を相当数有し、その種類別員数の均衡がとれていることについては、整備士の数及びその工員中に占める割合（別添2により判定）。</p> <p>キ 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていることについては、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 事業経営の態度</li> <li>ii 事業場管理責任者の管理能力（別添2により判定）</li> <li>iii 保有する工員の数（別添2により判定）</li> <li>iv 事業場の立地条件</li> <li>v 営業成績</li> <li>vi 原価の管理状況</li> <li>vii 財務の管理状況</li> <li>viii 事業場の将来性</li> </ul> <p>ク 法又は指定規則の規定を遵守することができる体制を有することについては、法及びこれに基づく諸規則に対する理解の程度及びこれらの遵守状況に</p>

新	旧
<p>より判定すること。</p> <p>(2) 検査の設備</p> <p>① 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車特定整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる指定規則第2条の自動車検査用機械器具によって検査を行うことが可能な範囲内のものであること。</p> <p>② 計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、指定規則第2条第2項に規定する要件に適合するものとみなす。</p> <p>(3) 検査の設備の共同使用</p> <p>自動車検査設備を共同使用しようとする場合には、指定規則第3条に規定する自動車検査設備の共同使用の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。</p> <p>ア 共用設備における管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。</p> <p>イ 自動車により共用設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。</p> <p>ウ 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。</p> <p>エ 共用設備の検査能力は、当該設備における自動車検査用機械器具の性能及び配列並びに検査の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。</p> <p>オ 共用設備に附置されている車両置場の広さは、共用設備を常時使用して検査をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。</p> <p>(4) 自動車検査員の兼任</p> <p>自動車検査員が同一の指定自動車整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、指定規則第4条の2に規定する自動車検査員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。</p> <p>ア 兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあつては、兼任する他の</p>	<p>より判定すること。</p> <p>(2) 検査の設備</p> <p>① 指定自動車整備事業における対象自動車の種類の指定は、当該自動車分解整備事業者が認証の際に指定された対象自動車の種類の範囲内であり、かつ、当該事業者が使用することとなる指定規則第2条の自動車検査用機械器具によって検査を行うことが可能な範囲内のものであること。</p> <p>② 計量法の規定に基づく有効な検定証印等が付されている騒音計は、指定規則第2条第2項に規定する要件に適合するものとみなす。</p> <p>(3) 検査の設備の共同使用</p> <p>自動車検査設備を共同使用しようとする場合には、指定規則第3条に規定する自動車検査設備の共同使用の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。</p> <p>ア 共用設備における管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施するものであること。</p> <p>イ 自動車により共用設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。</p> <p>ウ 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。</p> <p>エ 共用設備の検査能力は、当該設備における自動車検査用機械器具の性能及び配列並びに検査の実施頻度等からみて、共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。</p> <p>オ 共用設備に附置されている車両置場の広さは、共用設備を常時使用して検査をする自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。</p> <p>(4) 自動車検査員の兼任</p> <p>自動車検査員が同一の指定自動車整備事業者の他の事業場について兼任しようとする場合には、指定規則第4条の2に規定する自動車検査員の兼任の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。</p> <p>ア 兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあつては、兼任する他の</p>

新	旧
<p>事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。</p> <p>イ 兼任に係る自動車検査員が処理することとなるすべての事業場の検査業務量は、当該自動車検査設備の検査能力等からみて、1人当たりの自動車検査員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。</p> <p>(5) 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の<u>取扱い</u></p> <p>① 事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員並びに工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。</p> <p>② 機械工具、計器類及び自動車検査用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。</p> <p>3. 自動車<u>特定整備事業</u>の認証における<u>取扱い</u></p> <p>(1) 自動車<u>特定整備事業</u>に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。</p> <p>(2) 作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差し支えない。</p> <p>(3) 整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車<u>特定整備事業</u>の屋内作業場、<u>電子制御装置点検整備作業場</u>及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。</p> <p>(4) <u>電子制御装置点検整備作業場</u>については、<u>指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備（施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。以下同じ。）のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外とする。</u></p> <p>(5) <u>施行規則第3条第8号ハに係る作業の取扱い</u>  <u>電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業（当該作業に付随して行われる同号イ及びロの取り外しを含む。）については、事業場の敷地内（完成検査場及び車両置場を除く。）で実施することができる。</u>  <u>また、次に掲げる要件を満たす場合において、事業場の一部として取扱い、当該作業を実施することができる。</u></p>	<p>事業場に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。</p> <p>イ 兼任に係る自動車検査員が処理することとなるすべての事業場の検査業務量は、当該自動車検査設備の検査能力等からみて、1人当たりの自動車検査員の業務処理能力に対して十分な余力が残されている範囲内のものであること。</p> <p>(5) 優良自動車整備事業者の認定を受けている場合の<u>取り扱い</u></p> <p>① 事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員並びに工員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。</p> <p>② 機械工具、計器類及び自動車検査用機械器具については、優良自動車整備事業に係るものと兼用しても差し支えない。</p> <p>3. 自動車<u>分解整備事業</u>の認証における<u>取り扱い</u></p> <p>(1) 自動車<u>分解整備事業</u>に係る従業員については、優良自動車整備事業に係る事業場管理責任者、主任技術者及び工員と兼務しても差し支えない。</p> <p>(2) 作業機械等については、優良自動車整備事業に係る機械工具及び計器類と兼用しても差し支えない。</p> <p>(3) 整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車<u>分解整備事業</u>の屋内作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>



新	旧
<p><u>ア (8) イに掲げる規模の作業場を有すること。</u></p> <p><u>イ 自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にあること。</u></p> <p>(6) <u>離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い</u>  <u>事業場の所在地と所在地を異にする作業場（電子制御装置点検整備作業場に限る。以下「離れた作業場」という。）については、自動車により当該事業場の所在地から離れた作業場に至る所要時間がおおむね1時間以内の位置にある場合には、当該作業場を事業場の一部として扱うことができる。</u></p> <p>(7) <u>電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用</u>  <u>次に掲げる要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を他の事業者と共同使用することができる。</u></p> <p><u>ア 共同使用とする電子制御装置点検整備作業場及び車両置場（以下「電子制御装置点検整備作業場の共用設備」という。）は、これを使用しようとする事業者の事業場と電子制御装置点検整備作業場の共用設備との間の道路交通の状況、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の形態等を勘案して、これを使用しようとするすべての事業者が支障なく整備作業を行うことができる位置にあり、自動車により電子制御装置点検整備作業場の共用設備に至る所要時間が、おおむね1時間以内の位置にあること。</u></p> <p><u>イ 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の能力は、これを使用しようとするすべての事業者の整備能力に対応したものであり、活用度合等において、電子制御装置点検整備作業場の共同使用の用に耐えうる十分な余力を有するものであること。</u></p> <p><u>ウ 電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用に関して、契約等の書面により、これを使用しようとする全ての事業者がそれぞれの事業場のために支障なく使用することができる旨明確に定められていること。この場合において、共同使用のための契約は、これを使用しようとする事業者が、複数の事業者と交わしたものであっても差し支えない。</u></p> <p><u>エ 電子制御装置点検整備作業場の共用設備を使用して電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。この場合において、当該共用設備に附置されている車両置場の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新

旧

広さは、当該共用設備を常時使用する自動車の大きさ及び両数に対応した面積を有しているものであること。

(8) 電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する扱い

電子制御装置整備のみを行う事業場であって離れた電子制御装置点検整備作業場を設けようとする場合には、次に掲げる要件を満たす場所を事業場の所在地とすること。この場合において、事業場の所在地は、アの場所とし、離れた電子制御装置点検整備作業場には、電子制御装置整備を行う自動車を一時的に収容することができる車両置場が附置されていること。

ア 電子制御装置整備に付随して行われる事務作業等をするための事務所等を有すること。

イ 下表に掲げる規模の作業場を有すること。

対象とする自動車の種類	作業場の規模の基準	
	間口	奥行
普通自動車(車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。)	3メートル	11メートル
普通自動車(最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。)	3メートル	8メートル
普通自動車(貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供するものに限り、上二欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	6メートル
普通自動車(上三欄に掲げるものを除く。)	2.5メートル	5.5メートル
四輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
三輪の小型自動車	2.5メートル	5.5メートル
軽自動車	2メートル	3.5メートル

(新設)

新	旧
<p>第2節 自動車<u>特定</u>整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領</p> <p>1. 自動車<u>特定</u>整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等</p> <p>(1) 自動車<u>特定</u>整備事業者の遵守事項等</p> <p>法第91条の3の規定に基づく<u>施行規則</u>第62条の2の2に規定する自動車<u>特定</u>整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。</p> <p>ア 定期点検整備作業に係る料金の揭示</p> <p>i 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の揭示の内容は、次のとおりとする。</p> <p>a 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。</p> <p>b 揭示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。</p> <p>ii 料金を揭示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置とする。</p> <p>イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供</p> <p>i 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。</p> <p>ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。</p> <p>また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。</p> <p>ウ 料金の請求</p>	<p>第2節 自動車<u>分解</u>整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領</p> <p>1. 自動車<u>分解</u>整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等</p> <p>(1) 自動車<u>分解</u>整備事業者の遵守事項等</p> <p>法第91条の3の規定に基づく<u>道路運送車両法施行規則</u>（以下「<u>施行規則</u>」という。）第62条の2の2に規定する自動車<u>分解</u>整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。</p> <p>ア 定期点検整備作業に係る料金の揭示</p> <p>i 事業場における点検又は整備の作業に係る料金の揭示の内容は、次のとおりとする。</p> <p>a 施行規則別表第1に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。</p> <p>b 揭示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。</p> <p>ii 料金を揭示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置とする。</p> <p>イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供</p> <p>i 点検又は整備の作業の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について行うものとする。</p> <p>ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業も行うものとする。</p> <p>また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した書面又は、これを記録した電磁的記録に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておくこと。</p> <p>ウ 料金の請求</p>

新	旧
<p>依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。</p> <p>エ 不正改造の禁止</p> <p>保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の事業者（下請事業者を含む。）に依頼して行う場合を含む。</p> <p>オ <u>法第 57 条の 2 第 1 項の情報に基づく必要な点検及び整備の実施</u></p> <p><u>電子制御装置整備を行う場合にあっては、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づいた手順、条件等において作業を実施しないと作業の完了に支障がある作業については、当該情報に基づいて点検及び整備を実施すること。</u></p> <p>カ <u>エーミング作業の実施における必要な措置</u></p> <p><u>施行規則第 3 条第 8 号に規定する運行補助装置の取り外し又は取付位置若しくは取付角度の変更を実施した場合において、その後、エーミング作業の実施が必要となるため、エーミング作業が実施できるよう作業場内の障害物となるものを移動させるなどして必要な空間を確保するとともに、エーミング作業を行う自動車に合ったターゲット等を準備するなど、エーミング作業を適切に実施すること。</u></p> <p><u>また、やむを得ず、エーミング作業を他の電子制御装置整備の認証を受けている自動車特定整備事業者に委託する場合には、確実にエーミング作業が実施されるよう委託すること。</u></p> <p>キ <u>離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備の取扱い</u></p> <p><u>離れた作業場及び電子制御装置点検整備作業場の共用設備を有する事業場にあつては、次に掲げる事項を満たすものであること。</u></p> <p>i <u>電子制御装置整備を行うため、当該事業場と離れた作業場間において自動車を移動させるときは、事業者責任のもと、十分な安全措置を講じた上で移動させること。</u></p> <p>ii <u>事業者は、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の使用状況等を確実に把握し、適切に当該作業場及び作業機械等の保守管理を実施するものであること。</u></p> <p>(2) 指定自動車整備事業者の遵守事項等</p>	<p>依頼者から依頼されない点検又は整備を不当に行い、その料金を請求するとは、依頼された点検又は整備の作業と技術的にみて関連性がないと認められる点検又は整備の作業を行い、その料金を請求することをいう。</p> <p>エ 不正改造の禁止</p> <p>保安基準に適合しなくなるように自動車の改造を行うことには、当該作業を他の事業者（下請事業者を含む。）に依頼して行う場合を含む。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 指定自動車整備事業者の遵守事項等</p>

新	旧
<p>指定自動車整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。</p> <p>ア 指定規則第6条第1項各号ロ又はハの点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。</p> <p>イ 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。</p> <p>ウ 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規定等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。</p> <p>エ 法第94条の5第4項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は、指定規則第8条第2項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。</p> <p>また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態が、その後実施される法第94条の5第1項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第8条第2項の点検の際に、指定規則別表第2の3の項及び4の項の検査を行っても差し支えない。</p> <p>2. <u>指定自動車整備事業者が行う整備作業の一部の委託（電子制御装置整備に限る。）</u></p> <p><u>指定自動車整備事業者が、指定規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者に整備作業の一部を委託することができる。</u></p> <p><u>この場合において、委託にあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法第94条の5第4項後段の規定は適用できない。</u></p> <p>① <u>警告灯の確認、使用者への問診、故障診断等により必要となる電子制御装置の整備内容を把握すること</u></p>	<p>指定自動車整備事業者の遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。</p> <p>ア 指定規則第6条第1項各号ロ又はハの点検については、自動車の使用状況、構造及び装置を適確に把握し、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して依頼者の了解を得るものとする。</p> <p>イ 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。</p> <p>ウ 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、社内規定等により作業の分担を定める等、必要な作業が適切に行われるとともに、作業後にそれぞれの自動車検査員が行った点検作業及び検査作業が明確に区分できる体制を有していること。</p> <p>エ 法第94条の5第4項後段の規定に基づき行う自動車検査員の点検は、指定規則第8条第2項に規定する点検項目の一部を行うこととしても差し支えない。</p> <p>また、検査の結果、保安基準に適合していると認められる状態が、その後実施される法第94条の5第1項の点検及び整備の作業の影響を受けない部分については、指定規則第8条第2項の点検の際に、指定規則別表第2の3の項及び4の項の検査を行っても差し支えない。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>② <u>①で把握した必要な整備箇所について、他の自動車特定整備事業者に対して作業指示を行うこと</u></p> <p>③ <u>②の整備作業後に、委託した他の自動車特定整備事業者から作業内容を記載した書面等を求め、適切に整備が実施されていることを、当該書面及び現車を用いて確認するとともに、②の整備の適切性等を確認すること</u></p> <p>④ <u>③の作業の適切性が確認できたときは、その整備作業を指定整備記録簿に記載すること</u></p> <p>3. <u>自動車検査員の服務</u>  自動車検査員の服務に係る取扱い及び指導は、次のとおりとする。  (1) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。  (2) 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。  ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。  (3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成11年12月22日法律第218号）第13条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。  (4) 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。</p> <p>4. <u>限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い</u>  限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取り扱う指定自動車整備事業者に対する指導は、次のとおりとする。  (1) 法第94条の5の2第3項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯</p>	<p>2. <u>自動車検査員の服務</u>  自動車検査員の服務に係る取扱い及び指導は、次のとおりとする。  (1) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を公正、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。  (2) 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。  ただし、検査に伴う簡単な作業は、補助者が行っても差し支えない。  (3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」（平成11年12月22日法律第218号）第13条第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。  (4) 自動車検査員は、当該事業場における整備完了車の検査結果を整備作業に反映させ、検査作業の精度向上等について努力すること。</p> <p>3. <u>限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い</u>  限定自動車検査証の交付を受けた自動車を取り扱う指定自動車整備事業者に対する指導は、次のとおりとする。  (1) 法第94条の5の2第3項の規定により準用される「当該整備に係る部分についての検査」とは、整備を行った部分に加え、当該整備を行ったことにより保安基準適合性に影響が生じる部分があった場合には、その部分について検査を行うことであり、例えば、緩衝装置の整備を行った場合には、当該部分に加え、前照灯</p>

新	旧
<p>の主光軸の検査を行う必要がある。</p> <p>(2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。</p> <p>(3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に対し保安基準適合証を交付する場合、指定規則第7条第2項及び別表第2中「1 構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。</p>	<p>の主光軸の検査を行う必要がある。</p> <p>(2) 限定保安基準適合証の交付をする場合において、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。</p> <p>(3) 継続検査の結果、限定自動車検査証の交付を受けた自動車に対し保安基準適合証を交付する場合、指定規則第7条第2項及び別表第2中「1 構造に関する検査の基準」の適用については、限定自動車検査証の記載事項を自動車検査証の記載事項とみなし、適切に確認を行うこと。</p>
<p>5. 整備主任者及び自動車検査員の研修等</p>	<p>4. 整備主任者及び自動車検査員の研修等</p>
<p>(1) 整備主任者研修の実施事項</p> <p>整備主任者の研修については、次に掲げる事項について、「整備主任者の研修について」（平成10年11月24日付け自整第187号）により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車の構造及びその整備の方法</li> <li>② 自動車の検査方法</li> <li>③ 自動車整備検査用機械器具の取扱方法</li> <li>④ 整備事業に関する法令及び通達その他整備主任者に必要な事項</li> </ol> <p>(2) 自動車検査員研修の実施事項</p> <p>自動車検査員研修については、次に掲げる事項について、「自動車検査員の研修実施要領について」（平成15年12月17日付け国自整第123号）により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車の検査方法</li> <li>② 自動車検査用機械器具の取扱方法</li> <li>③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項</li> </ol> <p>(3) 自動車検査員教習の実施事項</p> <p>自動車検査員教習については、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車の検査方法</li> <li>② 自動車検査用機械器具の構造及び取扱方法</li> <li>③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事</li> </ol>	<p>(1) 整備主任者研修の実施事項</p> <p>整備主任者の研修については、次に掲げる事項について、「整備主任者の研修について」（平成10年11月24日付け自整第187号）により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車の構造及びその整備の方法</li> <li>② 自動車の検査方法</li> <li>③ 自動車整備検査用機械器具の取扱方法</li> <li>④ 整備事業に関する法令及び通達その他整備主任者に必要な事項</li> </ol> <p>(2) 自動車検査員研修の実施事項</p> <p>自動車検査員研修については、次に掲げる事項について、「自動車検査員の研修実施要領について」（平成15年12月17日付け国自整第123号）により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車の検査方法</li> <li>② 自動車検査用機械器具の取扱方法</li> <li>③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事項</li> </ol> <p>(3) 自動車検査員教習の実施事項</p> <p>自動車検査員教習については、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車の検査方法</li> <li>② 自動車検査用機械器具の構造及び取扱方法</li> <li>③ 自動車検査業務に関連する法令及び通達、その他自動車検査員に必要な事</li> </ol>

新	旧
<p>項</p> <p>(4) <u>整備主任者資格取得講習の実施事項</u></p> <p><u>整備主任者資格取得講習については、次に掲げる事項について、「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について」(令和2年2月6日付け国自整第265号)により行うものとする。</u></p> <p>① <u>自動車特定整備事業(電子制御装置整備に係る項目に限る。)に係る法令及び運用等に関すること。</u></p> <p>② <u>電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士資格において不足する知識及び技能を補うものであって、実務として発生する整備作業を含むこと。</u></p> <p>6. <u>エーミング作業を実施する場所</u></p> <p><u>エーミング作業するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。</u></p> <p>附則(平成20年4月24日 国自整第15号) 本改正規定は、平成20年8月1日から施行する。</p> <p>附則(平成23年3月25日 国自整第139号) 本改正規定は、平成23年7月1日から施行する。</p> <p>附則(平成26年7月28日 国自整第77号) 本改正規定は、平成26年7月28日から施行する。</p> <p>附則(平成30年9月28日 国自整第152号) 本改正規定は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>附則(令和2年2月6日 国自整第264号)</p> <p>1. <u>本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>2. <u>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第6号。以下「改正省令」という。)附則第9条の規定において、法第94条の2第1項の規定による指定自動車整備事業の指定の申請をしている者は、次の各号に掲げる基準</u></p>	<p>項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>附則(平成20年4月24日 国自整第15号) 本改正規定は、平成20年8月1日から施行する。</p> <p>附則(平成23年3月25日 国自整第139号) 本改正規定は、平成23年7月1日から施行する。</p> <p>附則(平成26年7月28日 国自整第77号) 本改正規定は、平成26年7月28日から施行する。</p> <p>附則(平成30年9月28日 国自整第152号) 本改正規定は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p>



新	旧
<p>により判断をする。</p> <p>一 <u>令和3年10月1日以前に、指定自動車整備事業者の申請を行い、その結果の通知を受けていないこと</u></p> <p>二 <u>令和3年10月1日以前に、自動車特定整備事業の認証を受けている者であつて、令和6年3月31日までに指定自動車整備事業の指定を受けようとしていること</u></p> <p>3. <u>改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</u></p> <p>4. <u>改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</u></p>	

新	旧
<p>別添1</p> <p>自動車<u>特定</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車<u>特定</u>整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) 記載項目</p> <p>① 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名及び役職名</p> <p>③ 受けようとする自動車<u>特定</u>整備事業の種類</p> <p>④ 事業場の名称及び所在地</p> <p>⑤ <u>電子制御装置点検整備作業場の所在地（事業場と所在地を異にする場合に限る。）</u></p> <p>⑥ <u>分解整備及び電子制御装置整備の認証を受けている事業者と契約を交わし、施行規則第3条第8号ハに係る作業を行う事業場の所在地</u></p> <p>⑦ 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類</p> <p>⑧ その他業務の範囲の限定</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>① 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面</p> <p>② 申請者が個人の場合にあっては、住民票等申請者を特定できる書面</p> <p>③ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証（写し）等事業場の所在地を証する書面</p> <p>④ 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面</p> <p>⑤ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面</p> <p>i 設備の基準に係る事項（<u>施行規則第57条第1項第1号から第5号まで</u>）</p> <p>ア 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況</p>	<p>別添1</p> <p>自動車<u>分解</u>整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類</p> <p>I. 自動車<u>分解</u>整備事業関係</p> <p>1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)</p> <p>(1) 記載項目</p> <p>① 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 申請者が法人の場合にあっては、役員の氏名及び役職名</p> <p>③ 受けようとする自動車<u>分解</u>整備事業の種類</p> <p>④ 事業場の名称及び所在地</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ 対象とする自動車の種類及び装置の種類</p> <p>⑥ その他業務の範囲の限定</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>① 申請者が法人の場合にあっては、商業登記簿謄本等申請者及び役員を特定できる書面</p> <p>② 申請者が個人の場合にあっては、住民票等申請者を特定できる書面</p> <p>③ 土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証（写し）等事業場の所在地を証する書面</p> <p>④ 法第80条第1項第2号各号に該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面</p> <p>⑤ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面</p> <p>i 設備の基準に係る事項（<u>施行規則第57条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号</u>）</p> <p>ア 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況</p>

新	旧
<p>イ 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況</p> <p>ウ <u>電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況</u></p> <p>エ 部品整備作業場の面積</p> <p>オ 車両置場の間口、奥行</p> <p>カ 作業機械の種類毎の名称、能力、数</p> <p>キ 作業計器の種類毎の名称、能力、数</p> <p>ク 点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、<u>整備用スキャンツール</u>に限る。）、能力、数</p> <p>ケ 工具の種類毎の名称、能力、数</p> <p>コ 作業場等平面図（作業場名（優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車特定整備事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名）、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの）</p> <p>サ 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面  上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。</p> <p>シ <u>電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる書面</u></p> <p>ii 従業員に係る事項（施行規則第57条第1項第6号及び第7号）  検定規則の規定による整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び<u>特定整備</u>に従事する従業員の数</p> <p>⑥ 土地の使用に係る契約書（離れた作業場を有する場合に限る。）</p> <p>2. 法第81条から法第83条に基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとお</p>	<p>イ 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況  （新設）</p> <p>ウ 部品整備作業場の面積</p> <p>エ 車両置場の間口、奥行</p> <p>オ 作業機械の種類毎の名称、能力、数</p> <p>カ 作業計器の種類毎の名称、能力、数</p> <p>キ 点検計器及び点検装置の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に限る。）、能力、数</p> <p>ク 工具の種類毎の名称、能力、数</p> <p>ケ 作業場等平面図（作業場名（優良自動車整備事業者の認定を受けている者であって、自動車<u>分解整備</u>事業の屋内作業場と兼用している場合は、各々の事業場名）、レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載したもの）</p> <p>コ 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面  上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。  （新設）</p> <p>ii 従業員に係る事項（施行規則第57条第1項第5号及び第6号）  検定規則の規定による<u>一級、二級又は三級</u>の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び<u>分解整備</u>に従事する従業員の数  （新設）</p> <p>2. 法第81条から法第83条に基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のと</p>

新	旧
<p>りとする。(法第<u>81</u>条から第<u>83</u>条まで)</p> <p>(1) 記載項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 届出者の氏名又は名称及び住所</li> <li>② 事業場の名称及び所在地</li> <li>③ 届出に係る事項</li> <li>④ 認証番号</li> </ol> <p>(2) 添付書面</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等変更された事項を証する書面(法第<u>81</u>条第1項第1号)</li> <li>② 役員の変更等に係る届出の場合は、①並びに変更された役員(新任及び解任)の氏名及び役職名を記載した書面(法第<u>81</u>条第1項第2号)</li> <li>③ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1.(2)③の書面(法第<u>81</u>条第1項第3号)</li> <li>④ 屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの変更に係る届出の場合は、1.(2)⑤ケ及び変更となった屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さを記載した書面(法第<u>81</u>条第1項第4号)</li> <li>⑤ 事業の廃止に係る届出の場合は、事業を廃止する理由を記載した書面(法第<u>81</u>条第2項)</li> <li>⑥ 事業の相続、合併及び分割に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等事業の相続、合併及び分割の事実を証する書面(法第<u>82</u>条第2項)</li> <li>⑦ 事業の譲渡に係る届出の場合は、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面(法第<u>83</u>条第2項)</li> </ol> <p>3. 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(施行規則第<u>62</u>条の2の2第2項)</p> <p>(1) 記載項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 届出者の氏名又は名称及び住所</li> <li>② 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地</li> <li>③ 認証番号</li> <li>④ 選任する整備主任者の氏名及び生年月日</li> </ol>	<p>おりとする。(法第<u>81</u>条から第<u>83</u>条まで)</p> <p>(1) 記載項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 届出者の氏名又は名称及び住所</li> <li>② 事業場の名称及び所在地</li> <li>③ 届出に係る事項</li> <li>④ 認証番号</li> </ol> <p>(2) 添付書面</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等変更された事項を証する書面(法第<u>81</u>条第1項第1号)</li> <li>② 役員の変更等に係る届出の場合は、①並びに変更された役員(新任及び解任)の氏名及び役職名を記載した書面(法第<u>81</u>条第1項第2号)</li> <li>③ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1.(2)③の書面(法第<u>81</u>条第1項第3号)</li> <li>④ 屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さの変更に係る届出の場合は、1.(2)⑤ケ及び変更となった屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さを記載した書面(法第<u>81</u>条第1項第4号)</li> <li>⑤ 事業の廃止に係る届出の場合は、事業を廃止する理由を記載した書面(法第<u>81</u>条第2項)</li> <li>⑥ 事業の相続、合併及び分割に係る届出の場合は、商業登記簿謄本等事業の相続、合併及び分割の事実を証する書面(法第<u>82</u>条第2項)</li> <li>⑦ 事業の譲渡に係る届出の場合は、譲渡証明書等事業の譲渡の事実を証する書面(法第<u>83</u>条第2項)</li> </ol> <p>3. 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(施行規則第<u>62</u>条の2の2第2項)</p> <p>(1) 記載項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 届出者の氏名又は名称及び住所</li> <li>② 統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地</li> <li>③ 認証番号</li> <li>④ 選任する整備主任者の氏名及び生年月日</li> </ol>

新	旧
<p>⑤ 統括管理業務の開始日</p> <p>⑥ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日</p> <p>(2) 添付書面</p> <p>ア <u>分解整備(施行規則第3条第1号から第7号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。以下同じ。)を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合(ウに掲げるものを除く。)</u>には、<u>整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第62条の2の2第1項第7号に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面の写し</u></p> <p>イ <u>電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合(ウに掲げるものを除く。)</u>には、<u>同規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し又は一級の整備士(一級二輪の整備士を除く。)に合格していることを証する書面の写し</u></p> <p>ウ <u>分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者の選任の届出の場合には、一級の整備士(一級二輪の整備士を除く。)にあつては、一級の整備士(一級二輪の整備士を除く。)に合格していることを証する書面の写しを、一級二輪若しくは二級の整備士にあつては、施行規則第57条第7号に規定する運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したことを証する書面の写し</u></p> <p>4. <u>電子制御装置点検整備作業場の共用設備に係る添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。</u></p> <p>① <u>当該作業場及び車両置場の管理責任者の氏名</u></p> <p>② <u>当該作業場の所在地</u></p> <p>③ <u>当該作業場の共同使用に係る者の氏名又は名称</u>  <u>なお、自動車特定整備事業の認証を受けている者にあつては、認証番号及び認証年月日</u></p> <p>④ <u>当該作業場の共同使用に関する契約書の写し</u></p> <p>⑤ <u>当該作業場の位置及び面積並びに車両置場の位置を記載した書面</u></p>	<p>⑤ 統括管理業務の開始日</p> <p>⑥ 整備主任者を解任する場合は、解任した整備主任者の氏名及び解任年月日</p> <p>(2) 添付書面</p> <p><u>整備主任者の選任の届出の場合には、整備士の技能検定の合格証書の写し、整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の写し等施行規則第62条の2の2第5項に基づく一級又は二級の整備士の技能検定に合格していることを証する書面</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>5. <u>分解整備及び電子制御装置整備の認証を受けている事業者と施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業者が交わした契約の写し</u></p> <p>6. <u>自動車特定整備事業者の標識の塗色及び表示</u>  <u>(1) 認証を受けた自動車特定整備事業者が事業場に掲げる法第89条に基づく標識の塗色は次のとおりとする。</u>  ① <u>施行規則第20号様式備考(7)「施行規則第3条第1号から第7号までに掲げる分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場」とは、対象とする自動車のうち、少なくとも一つの対象自動車において、分解整備の全部及び電子制御装置整備を行う事業場をいい、その場合の標識の塗色は、若草色とする。</u>  ② <u>①以外の事業場の標識の塗色は、橙黄色とする。</u>  <u>(2) 対象とする整備の種類又は装置を限定する場合は、施行規則第20号様式(自動車特定整備事業者の標識)の図示の例により、その旨を表示すること。ただし、「電子制御装置整備(運行補助装置に限る)」場合にあっては、「電子制御装置整備(自動運行装置を除く)」と表示すること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>II. 指定自動車整備事業者関係</p> <p>1. 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第1条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第1項及び第2項)</p> <p>(1) 記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請者の氏名又は名称及び住所</li> <li>② 事業場の名称及び所在地</li> <li>③ 対象とする自動車の種類</li> <li>④ その他業務の範囲の限定</li> <li>⑤ 認証番号及び認証年月日</li> <li>⑥ 認証を受けた自動車<u>特定整備事業</u>の種類</li> <li>⑦ 認証を受けた自動車<u>特定整備事業</u>における対象とする自動車の種類<u>並びに</u>対象とする整備の種類及び装置の種類</li> <li>⑧ 認証を受けた自動車<u>特定整備事業</u>における業務の範囲の限定</li> </ol>	<p>II. 指定自動車整備事業者関係</p> <p>1. 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則第1条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第1項及び第2項)</p> <p>(1) 記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請者の氏名又は名称及び住所</li> <li>② 事業場の名称及び所在地</li> <li>③ 対象とする自動車の種類</li> <li>④ その他業務の範囲の限定</li> <li>⑤ 認証番号及び認証年月日</li> <li>⑥ 認証を受けた自動車<u>分解整備事業</u>の種類</li> <li>⑦ 認証を受けた自動車<u>分解整備事業</u>における対象とする自動車の種類及び装置の種類</li> <li>⑧ 認証を受けた自動車<u>分解整備事業</u>における業務の範囲の限定</li> </ol>

新	旧
<p>⑨ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、受けている認定の種類及び認定番号</p> <p>⑩ 優良自動車整備事業者の認定（特殊整備工場の認定を除く。）を受けていない者にあつては、次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 実施している整備作業の範囲</li> <li>ii 事業場管理責任者の氏名及び略歴</li> <li>iii 主任技術者の氏名及び略歴</li> <li>iv 検定規則の規定による一級、二級、三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び特定整備に従事する従業員の数</li> </ul> <p>(2) 添付書面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面</li> <li>② 法第94条の2第2項において準用する法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面</li> <li>③ 次の状況を記載した事業場平面図 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積</li> <li>ii 自動車検査用機械器具の配置状況</li> </ul> </li> <li>④ 指定規則第2条第1項第2号に定める自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数</li> <li>⑤ 指定規則第2条第1項第2号イ～チまでの自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面 上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。</li> </ul> <p>2. 指定規則第1条第2項第5号に基づく検査の設備の共同使用を行う場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。（指定規則第1条第2項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該設備の管理責任者の氏名</li> <li>② 当該設備の所在地</li> <li>③ 当該設備の名称、型式及び数</li> </ul>	<p>⑨ 優良自動車整備事業者の認定を受けている者にあつては、受けている認定の種類及び認定番号</p> <p>⑩ 優良自動車整備事業者の認定（特殊整備工場の認定を除く。）を受けていない者にあつては、次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 実施している整備作業の範囲</li> <li>ii 事業場管理責任者の氏名及び略歴</li> <li>iii 主任技術者の氏名及び略歴</li> <li>iv 検定規則の規定による一級、二級又は三級の整備士の技能検定に合格している者の種類別の数及び分解整備に従事する従業員の数</li> </ul> <p>(2) 添付書面</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面</li> <li>② 法第94条の2第2項において準用する法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを信じさせるにたる宣誓書等の書面</li> <li>③ 次の状況を記載した事業場平面図 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積</li> <li>ii 自動車検査用機械器具の配置状況</li> </ul> </li> <li>④ 指定規則第2条第1項第2号に定める自動車検査用機械器具の名称、型式、能力、数</li> <li>⑤ 指定規則第2条第1項第2号イ～チまでの自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面 上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。</li> </ul> <p>2. 指定規則第1条第2項第5号に基づく検査の設備の共同使用を行う場合における添付書面は、次の事項を記載した書面とする。なお、複数の事項を1つの書面に記載しても良い。（指定規則第1条第2項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該設備の管理責任者の氏名</li> <li>② 当該設備の所在地</li> </ul>

新	旧
<p>④ 検査用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該設備の維持管理体制を記載した書面</p> <p>⑤ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称</p> <p>⑥ 当該設備の共同使用に係る者の最近3ヵ月間における月平均の車種別の<u>法第62条に規定する継続検査等に係る整備実績を記載した書面</u></p> <p>⑦ 共用設備の共同使用に関する契約書の写し</p> <p>⑧ 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積</p> <p>3. ～6. (略)</p>	<p>③ 当該設備の名称、型式及び数</p> <p>④ 検査用機械器具の取扱要領及び点検要領等の管理規定等当該設備の維持管理体制を記載した書面</p> <p>⑤ 当該設備の共同使用に係る者の氏名又は名称</p> <p>⑥ 当該設備の共同使用に係る者の最近3ヵ月間における月平均の車種別の<u>自動車検査に係る整備実績</u></p> <p>⑦ 共用設備の共同使用に関する契約書の写し</p> <p>⑧ 当該設備に附置されている車両置場の位置及び面積</p> <p>3. ～6. (略)</p>



新	旧
<p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 要員関係の基準の解釈</p> <p>2-1、2-2 (略)</p> <p>2-3 工員</p> <p>常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工並びに板金工、<u>電装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者</u>とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。</p> <p>なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。</p> <p>2-4 自動車工</p> <p>シャシ工、エンジン工、検査工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。</p> <p>2-5 検査工</p> <p>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p> <p>表 (略)</p> <p>2-6 事業場管理責任者、主任技術者及び検査工（同一の指定自動車整備事業の他の事業場の自動車検査員を兼任する2-3なお書きに規定する検査工を除く。）は、すべての業務を確実に実施することができると認められる場合には同一人がすべてを兼務しても差し支えない。</p> <p>2-7 整備士</p> <p>自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。3. 作業場等の基</p>	<p>別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 要員関係の基準の解釈</p> <p>2-1、2-2 (略)</p> <p>2-3 工員</p> <p>常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。</p> <p>なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。</p> <p>2-4 自動車工</p> <p>シャシ工、エンジン工、検査工等とし、板金工、塗装工、電装工等は含まない。</p> <p>2-5 検査工</p> <p>検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。</p> <p>表 (略)</p> <p>2-6 事業場管理責任者、主任技術者及び検査工（同一の指定自動車整備事業の他の事業場の自動車検査員を兼任する2-3なお書きに規定する検査工を除く。）は、すべての業務を確実に実施することができると認められる場合には同一人がすべてを兼務しても差し支えない。</p> <p>2-7 整備士</p> <p>自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未</p>

新	旧
<p>準の解釈</p> <p>3. 作業場等の基準の解釈</p> <p>3-1 屋内現車作業場</p> <p>ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。 なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>3-2 その他の作業場</p> <p>機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。</p> <p>3-3 完成検査場</p> <p>ア 屋内であって、完成検査を行うに十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。</p> <p>イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路にでても差し支えない。</p> <p>ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めないこと。</p> <p>エ もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行っている場所とし、整備のための屋内作業場とは明確に区分されていること。</p> <p>オ <u>検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電子制御装置整備（エーミング作業に限る。）を完成検査場で行うことは差し支えない。</u></p> <p>また、3-6のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。</p> <p>表 (略)</p> <p>3-4 車両置場</p> <p>屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー工場、自家工場にあつては販売のため置場、車庫との区画を平面図に明確に記入すること。</p> <p>3-5 通路</p> <p>通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、</p>	<p>満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。3. 作業場等の基準の解釈</p> <p>3. 作業場等の基準の解釈</p> <p>3-1 屋内現車作業場</p> <p>ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。 なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。</p> <p>イ 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> <p>3-2 その他の作業場</p> <p>機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場であって、床面は舗装されていること。</p> <p>3-3 完成検査場</p> <p>ア 屋内であって、完成検査を行うに十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。</p> <p>イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路にでても差し支えない。</p> <p>ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めないこと。</p> <p>エ もっぱら検査及びこれに伴う作業のみを行っている場所とし、整備のための屋内作業場とは明確に区分されていること。</p> <p>オ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業を完成検査場で行うことは差し支えない。</p> <p>また、3-6のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。</p> <p>表 (略)</p> <p>3-4 車両置場</p> <p>屋内、屋外を問わないが、販売のための車、下取車等の置場は含まない。特にディーラー工場、自家工場にあつては販売のため置場、車庫との区画を平面図に明確に記入すること。</p> <p>3-5 通路</p>

新	旧
<p>作業場等の面積には含まない。</p> <p>ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあつては作業場等の面積に含めて差し支えない。</p> <p>3-6 作業場等の配置</p> <p>各作業場（検査場等を含む。）は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない（当該自動車の車輪が道路上を通過しない）よう配置されていること。</p> <p>ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、<u>特定整備</u>を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、<u>特定整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</p> <p>4. 整備完了車のできばえ</p> <p>4-1 車検成績</p> <p>自動車検査の実績における月平均の持込台数（持込総数／期間（月））は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。</p> <p>なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者（当該事業者が事業者又は役員になっている自動車<u>特定整備</u>事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の3年間にわたり受けたことがない者に限る。）が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であつて、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限り、次表右欄の月平均の持込台数の数値を、3分の2を乗じた数（小数点以下切り上げ）にそれぞれ読み替えることができるものとする。</p> <p>表（略）</p>	<p>通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。</p> <p>ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあつては作業場等の面積に含めて差し支えない。</p> <p>3-6 作業場等の配置</p> <p>各作業場（検査場等を含む。）は原則として整備中の自動車が路上を移動することがない（当該自動車の車輪が道路上を通過しない）よう配置されていること。</p> <p>ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。なお、この場合、<u>分解整備</u>を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、<u>分解整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</p> <p>4. 整備完了車のできばえ</p> <p>4-1 車検成績</p> <p>自動車検査の実績における月平均の持込台数（持込総数／期間（月））は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。</p> <p>なお、現に指定自動車整備事業を営んでいる者（当該事業者が事業者又は役員になっている自動車<u>分解整備</u>事業、優良自動車整備事業及び指定自動車整備事業において、文書警告以上の行政処分等を申請日以前の3年間にわたり受けたことがない者に限る。）が、新たに指定自動車整備事業の申請を行う場合であつて、当該申請に係る事業場の設備、技術及び管理組織が現に営んでいる事業場における設備、技術及び管理組織と同等と判断できるときは、再検査車両が含まれない限り、次表右欄の月平均の持込台数の数値を、3分の2を乗じた数（小数点以下切り上げ）にそれぞれ読み替えることができるものとする。</p> <p>表（略）</p>

国自整第 264 号の 2  
令和 2 年 2 月 6 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い  
及び指導の要領について（依命通達）」の一部改正について

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により、「分解整備」の範囲を拡大し、名称を「特定整備」に改める改正が行われた。これに伴い、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）について、新たに特定整備の対象となる作業を「電子制御装置整備」とし、認証基準として必要な作業機械に整備用スキャンツールを課す等の規定を設けることとした。

これに伴い、今般、標記通達について改正した旨を別添のとおり地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

本取扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。